

令和4年度 第1回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 次第

令和4年10月26日(水)
14時00分～16時00分
(岡山市北消防署3階防災研修室)

- 1 開 会
・事務局あいさつ

- 2 委員紹介

- 3 会長・副会長選出

- 4 協議事項(別紙参照)
 - 1) 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」
(令和4年5月25日施行) について(別紙1参照)

 - 2) 障害者差別への対応や合理的配慮の事例について(別紙2参照)

 - 3) 取り上げたい課題について

 - 4) その他

 - 5) 次回会議について
・次回の日程・内容について

- 5 閉 会

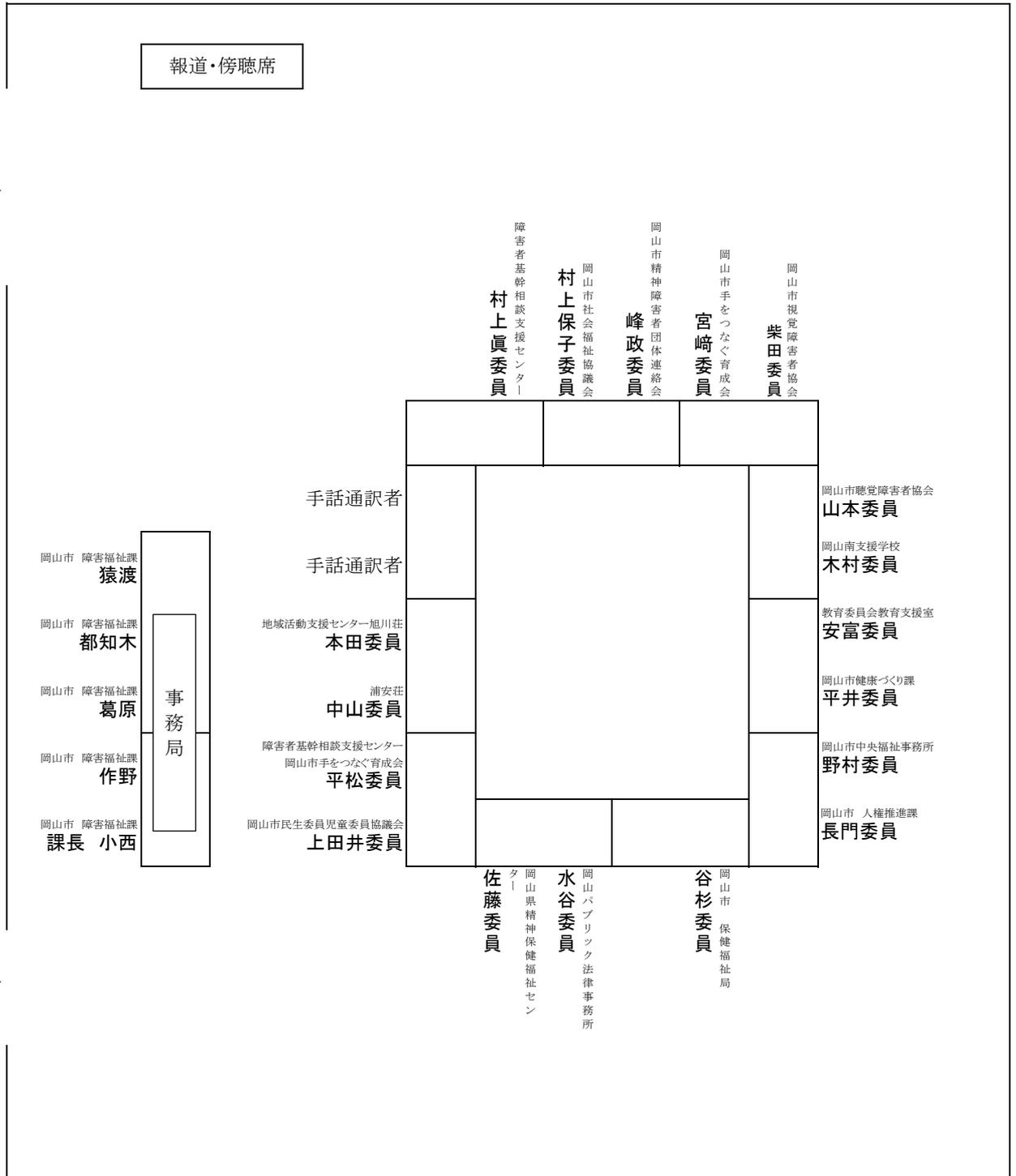
岡山市障害者差別解消支援地域協議会受付名簿

(令和4年10月26日)

分野	団体区分	所属区分	所属団体 役職名	氏名	出欠
行政	地方公共団体	障害者施策主管部局	保健福祉局 部長	谷杉 典子	出
		人権主管部局	市民協働局人権推進課 課長補佐	長門 修	出
		福祉事務所	保健福祉局北区中央福祉事務所 係長	野村 亜矢子	出
		保健所・保健センター	保健福祉局保健所健康づくり課 精神担当課長	平井 由美子	出
		教育委員会	教育委員会指導課 教育支援室長	安富 直樹	出
		学校	岡山県立岡山南支援学校 校長	木村 泰清	出
関係機関団体等	当事者	障害者団体・家族会	岡山市身体障害者福祉協会 会長	鷹取 清彦	欠
			岡山市視覚障害者協会 総務理事	柴田 富夫	出
			岡山市聴覚障害者協会 福祉対策部長	山本 みち代	出
			岡山市手をつなぐ育成会 副会長	宮崎 良子	出
			岡山市精神障害者団体連絡会 代表	峰政 雅臣	出
	福祉等	社会福祉協議会	岡山市社会福祉協議会 課長補佐	村上 保子	出
		相談支援事業者	岡山市障害者基幹相談支援センター センター長	村上 眞	出
			旭川児童院 地域活動支援センター旭川荘 副所長	本田 順子	出
		社会福祉施設	浦安荘 副施設長	中山 真	出
			岡山市手をつなぐ育成会 広瀬町仲よし元所長 岡山市障害者基幹相談支援センター 副センター長	平松 啓生	出
		民生・児童委員	岡山市民生委員児童委員協議会 理事	上田井 保夫	出
	医療・保健	精神科医会（医師）	岡山県精神保健福祉センター	佐藤 俊介	出
	法曹等	弁護士会（弁護士）	弁護士法人岡山パブリック法律事務所	水谷 賢	出
学識経験者			川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 講師	下田 茜	欠
計				20名	

令和4年度 第1回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 配席図

令和4年10月26日(水)14時00分～
(北消防署 防災研修室)



会議録

会議の名称	岡山市障害者差別解消支援地域協議会（令和4年度第1回）
開催日時	令和4年10月26日（水）14時00分～16時00分
開催場所	北消防署 防災研修室 （北区鹿田町）
出席者	委員18人（別紙のとおり）
会議内容	別添次第のとおり
会議資料	別添のとおり（次第、名簿、配席図、資料）
会議録の作成方法	要点記録

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）
<p>1. 開会</p> <p>保健福祉局障害・生活福祉部 障害福祉課長 小西 一郎 あいさつ 会長・副会長承認 事務局紹介</p> <p>2. 議事</p> <p>傍聴1人</p> <p>1) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について</p> <p>2) 合理的配慮をした事例について</p> <p>柴田委員→岡山県内には無人駅が多数あり、全盲の人が一人で電車に乗るのは難しい。事前に駅に連絡していたら対応してくれるが、急に指定しても対応できないということもある。ガイドヘルパーを利用し同行援護を依頼することもある。そのようなサービスが受けられることを市の広報等で広めてほしい。外出の機会がもっと増えるよう制度活用ができるようにしてほしい。</p> <p>峰政委員→精神障害者の場合、JRの障害割引が効かない。身体・知的等の障害と平等に、身体・知的が半額ならば精神も同様にしてほしいという活動を全国的に行っていた。しかし、全国的運動をしていた全精連が、ここ数年活動自体を自粛、事務局も解散に向かっている状況で、JRに対しこのことを求める団体がないのが実情。</p> <p>山本委員→JRは普段はよいが電車が遅延となった場合不安。放送では情報が入ってこず、字幕など見える情報があれば安心して待つことができる。</p> <p>水谷会長→リアルタイムでの情報伝達ができる合理的配慮の提供を求めるきっかけになればと思う。</p> <p>3) 障害者差別で相談対応した事例について</p> <p>柴田委員→昨今、中途失明の方が増えてきている。その方たちは、自分の障害を受け入れることが難しく、イベント等の紹介を行っても、引きこもりの状態になっている方も多く、出てくることできない。できれば、そのような情報を、中途失明者の</p>

方にも、伝達イベントへの積極参加ができるように、体制を整えて行ければと思う。

4) その他の事例（合理的配慮を欠いた事例）紹介

安富委員→今の子どもたちが社会の形成者になっていくということを考えれば、その子どもたちに共生社会ということをしかりと意識できるような集団作りであるとか、授業の中でそういったことをきちんと考えるような場を作っていくということは、義務教育の段階に携わっていくものとして、しかり考えていかなければならないと思った。

水谷会長→障害者が教壇に立つということは、もっとあってもいいのではないか。ただ、健常者の生徒や保護者から、障害者が授業を行うことについて、不安や不満の声が寄せられているのも現実。その辺りを、どのようにして支え合うかというところになる。

佐藤副会長→共生社会とは共に生きると書く。支えられる側で共生するというのではなく、社会の在り方そのものを、障害がある人も、ない人も、共に作っていくというのが、共生社会の考え方なので、健常者のみで、カリキュラムを作るというのは、共生社会の理念を理解すると、当然障害がある方が入ってカリキュラムを作っていくことが望ましいと思う。やはり合理的配慮等、理屈で言うのも大事であるが、共生社会の理念の考え方が十分に行き渡ってないのかと思った。

山本委員→必要とする合理的配慮は個人で、まちまちだと思う。コミュニケーションの方法もそれぞれです。手話が良い方、筆談希望の方色々です。一概には言えないので、個人に合わせるしかない。

〈コロナ禍の影響は〉

佐藤副会長→病院、ドクターそれぞれの考え方がある。精神科の場合は、相手の表情を見ることが、とても大切なので、パーテーションがあればいい。マスクを取って話をする患者に対して、注意をすることはない。医師の側はマスクを付けているが、目で表情を出すことを意識している。やはり、口元の表情というのは大切。往診の場合など、自宅でマスクを付けている患者はほぼいないので、もちろん、熱とか症状がないということが前提だが、あまり気にしていない。ただ、病院によっては、原則マスク、しかも二重とかというところもある。同行者も原則1人までなど、厳しいところはすごく厳しい。

峰政委員→精神障害の場合こだわりがある方がいるため、つけていないことが気になる方、口の周りに何か触れるという感覚が嫌で、マスクを付けることができず、マスクを付けないと外出できないことから、引きこもっているというケースもある。

5) 今後の協議会の取組内容について

○障害者が働ける仕事先の設立。(柴田委員)

障害福祉課長→市でそのような勤務先を設けるといことは、なかなか難しいかとは思いますが、障害者の就労については現在取組をやっている。一般就労については、障害がある方への就職面接会の実施や、いきなり一般就労が厳しいという方について、職場の見学や、体験を通じて自分に合った職場を見つけるなどということも今年度から始めている。

○学校行事における障害者理解の取組実践について(村上委員)

障害の理解について従来から、教育は大事だと委員の皆様からの意見もあった。授業での取組もあると、聞いている。そういった実践を共有できればいいと思った。子どもは、時として残酷な面を見せるが、一方では、大人の関りによる修正というか、理解も早いということでもしっかり、将来に向かって、種をまくことも大事と思いついたところを、共有できればと思った。

○小中学校に障害のある当事者(ピアサポータ)が出向き、授業を行うことで、障害者への理解や啓発になるのではないか(平松委員)

障害のある当事者の方が、学校に出前授業という形で、岡山市内で実績がある、京山中学校においては、万成病院が近くにあるので、そちらの患者さんを招いて心の病気を学ぶ授業というのを何年もやっている実績があると聞いている。相談支援専門員の立場で言うと、例えば、御南中学校に相談支援専門員が出向いて、福祉の授業をすることがあり、その縁から、大野小学校の総合的学習の時間のなかで、4年生くらいの児童に対して授業をしたことがある。学校によって違いがあるのかとは思いますが、福祉専門職から教えていくことも大切だが、そこに当事者が行くということが、更なる理解啓発になるのではないかと思います。

安富委員→教科書で習ったことだけでなく、体験を通して学ぶということで、ゲストティーチャーを招いて、学んでいくということも重要と思う。どのような子どもたちを育てたくて、そのためには、何をどのように学んでいくのか、教えられるということだけでなく、自分たちで集めてくる、自ら経験・体験する・見聞きするということを含めて、言われていることは、大切だと思う。各校が各校の周辺の環境等を活かしながら、関係機関にお願いをしていくこともあると思う。また、教育委員会を窓口にして、ゲストティーチャーとして授業を提供することも可能なので、各校に紹介してもらえないかという話を障害福祉課を通じていただいて、学校に紹介文章を送ったこともある。様々な入り口で、関りができるのではないかと、子どもたちにしっかりと、座学だけではなく、体験等もという観点からも私どもも、しっかりと取組んでいきたいと思えます。

⇒今後の協議会で検討していく

○協議会設立されて6年、様々な差別事例・相談事例・対応事例を協議してきたが、それらが岡山市の障害者差別問題にどのように活かされ、対応されてきたか、委員として知りたい。

障害福祉課長→6年間、会議、協議を重ねていく中で、様々な相談事例を積み重ねてきていると思うが、このことが、どこまで周知共有できているか、というところについてはまだまだ、十分でないと思っています。また、ここで、いただいたものを岡山市の職員に対してどれだけ周知できているか、岡山市としても対応要領を作成しているが、その辺りを伝えていくところが、まだまだ不十分であると感じている。こういった機会に、ご指摘をいただく中で、徹底していきたいと思っています。今後に生かせればと思っています。

閉会